

令和6年12月27日

建設業許可における決算関係書類に伴う申告書等の
控えへの収受日付印の押なつ廃止に伴う対応について

三重県 県土整備部 建設業課

国税庁では、e-Tax の利用拡大が見込まれることやDXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えへの収受日付印の押なつを行わないこととなりました。

【令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて：国税庁】

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>

これに伴い、建設業許可の確認書類のうち、税務署の収受日付印を求めている書類の取り扱いについては、以下の通りとします。

1. 改正の適用年月日

令和7年1月1日から適用します。

2. 現状、税務署の収受日付印を求めている資料

【許可】

所得税の確定申告書、法人税の確定申告書

3. 改正の概要

法人税及び所得税の確定申告書について、収受日付印の確認を行うのは令和6年12月以前の申告分とし、令和7年1月以降の申告分については、収受日付印の代わりとして、

- 確定申告書＋市町村で交付の所得証明書（該当する事業年度）を併せて提出
- 「4. 別途求める追加書類」で示した方法で取得した確定申告書の提出

のいずれかを求めることとします。

※「申請（変更届出）時点の常勤性等の確認」については、原則、所得税の確定申告書のみで可とします。

なお、収受日付印の押なつ廃止（令和7年1月以降の申告分）以前に紙媒体で提出された申告書等については、引き続き収受日付印があるものを求めることとします。

電子申告の場合は令和7年1月以降の申告分についても、税務署の受信通知を必ず確認しますので、従来通り、申告データ及び受信通知を出力したものを併せて提出してください。

	R6.12 以前申告分	R7.1 以降申告分
申請（変更届出）時点の常勤性等の確認	収受日付印のある確定申告書 ※日付印がない場合は、別途書類及び所得証明書等の提出を依頼することがあります。	○確定申告書のみ
経験期間及びその期間中での常勤性の確認	収受日付印のある確定申告書 ※日付印がない場合は、別途書類及び所得証明書等の提出を依頼することがあります。	以下のいずれか ○確定申告書＋市町村で交付の所得証明書（該当する事業年度） ○「4. 別途求める追加書類」で示した方法で取得した確定申告書

4. 別途求める追加書類

○法人税の確定申告書

- ①税務署で納税者本人または代理人が、税務署の窓口で過去に提出した申告書を閲覧（税務署での申告書等の閲覧サービス）し、当該確定申告書の転記若しくは写真撮影を実施。
※転記若しくは写真撮影を行った申告書に閲覧日を記載し、申請者が原本照合を行ってください。

○所得税の確定申告書（個人）

- ①税務署で納税者本人または代理人が、税務署の窓口で過去に提出した申告書を閲覧（税務署での申告書等の閲覧サービス）し、当該確定申告書の転記若しくは写真撮影を実施。
※転記若しくは写真撮影を行った申告書に閲覧日を記載し、申請者が原本照合を行ってください。
- ②申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ：所得税）
- ③保有個人情報の開示請求で入手した確定申告書

【参考】

それぞれの取得方法については、以下の国税庁HPをご確認ください。

「申告書等情報取得サービス」の方法について

<https://www.nta.go.jp/about/disclosure/kojinjoho/shinkoku.htm>

「保有個人情報の開示請求」の方法について

<https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/O3.htm>

「申告書等閲覧サービス」の方法について

<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/O50301/pdf/O1.pdf>

「納税証明書の交付請求手続」について

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/O1.htm>